



報道発表

平成 27 年 6 月 30 日
内閣府子ども・子育て本部

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始について

平成 26 年 9 月から開催している「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ(平成 26 年 11 月 28 日)においては、

- ・ 特定教育・保育施設等における重大事故について、国に報告を行うこと
- ・ 事故の再発防止の観点から、国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設の名称・所在地等を除く情報について、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表すること

とされたところです。

このたび、特定教育・保育施設等で発生した事故の報告について、内閣府において集約・データベース化を行い、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて公表を開始しましたので、お知らせします。

掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>
※6月30日(火) 15:00頃公開予定

【参考資料】重大事故発生時の報告の仕組み(概要)

問合せ

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 富安 健司

参事官付 河野 好美

TEL 03-6257 - 1468

重大事故発生時の報告の仕組み(概要)

○根 拠

- 特定教育・保育施設等における事故の報告等について
(平成27年2月16日 府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号)
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児育発0327第1号)
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児職発0327第1号)
- 子育て短期支援事業における事故の報告等について (平成27年3月27日雇児福発0327第1号)

○報告対象となる施設・事業の範囲

- 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)
- 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
- 地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ)
- 認可外保育施設、認可外居宅訪問型保育事業

○報告対象となる重大事故の範囲

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む。)

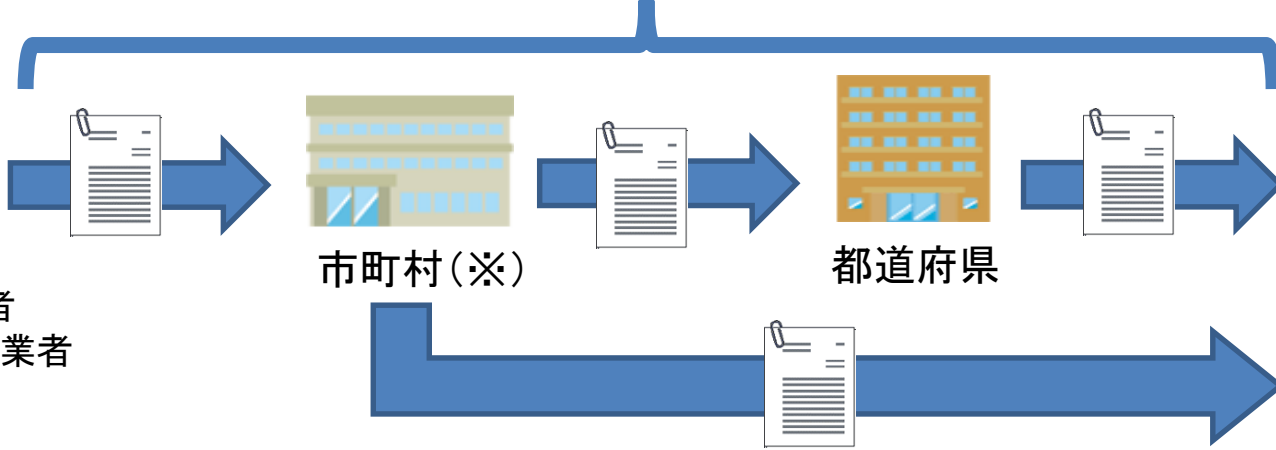
報告の系統

【参考】

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等

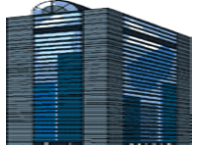


特定教育・保育施設
特定地域型保育事業者
地域子ども・子育て支援事業者



第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

内閣府・文部科学省・
厚生労働省

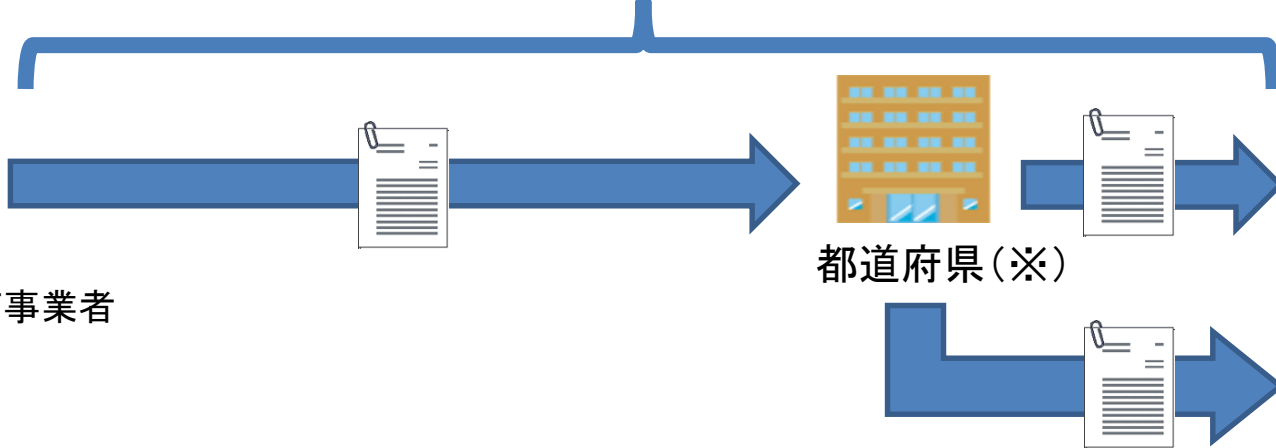


消費者庁

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



認可外保育施設
認可外の居宅訪問型保育事業者



第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

厚生労働省



消費者庁

※指定都市・中核市を含む。